「多文化共生」の時代です

外国人の人権のこと

外国人を取り巻く状況

　国際化が進んできたことによって、さまざまな国籍の外国人が幅広い分野の職業に従事し、留学生や外国人旅行者も多数来日しています。

　大阪府には、165か国・地域、約25万４千人の外国人が暮らしており、府民の35人に１人が外国人という計算になります（令和２（2020）年12月31日現在）。

　このように、多くの外国人が暮らしている中で、その文化、習慣、価値観への理解が不十分であること等から、差別落書きのほか、外国人であることを理由にした入居等の拒否といった差別的な対応が起こったり、賃金や労働時間が日本人と異なるなど、就労において不利益な扱いを受けたりする事例もあります。また、日本語での会話やコミュニケーションがうまくいかなかったり、騒音やゴミ出しなど文化や生活習慣の違いにより住民と摩擦が生じたりする事例もあります。

　このほか、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人の高齢者、障がい者の年金問題や、福祉サービスについても、言葉や食事、生活習慣の違いから利用が難しい状況が見られます。

　このため、多言語による情報提供や日本語学習の機会の確保など円滑なコミュニケーションのための取組みに加え、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、対等な関係を築くとともに国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重し、社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会を築いていくことが必要です。

在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

　大阪府で暮らしている外国人の約４割は韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。

　戦後、さまざまな事情により多くの人が日本にとどまることになりましたが、その後の制度改正により、外国籍の人＝外国人であるとされたのです。

　現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名（通名）で生活する人もいます。

大阪府では

　平成14（2002）年に「大阪府在日外

国人施策に関する指針」（※）を定めて、すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を総合的に進めています。

※大阪府在日外国人施策に関する指針

〈基本方向〉

・人権尊重意識の高揚と啓発の充実

・暮らし情報の提供と相談機能の充実

・安心のための医療・健康・福祉サービス体制の充実

・国際理解教育・在日外国人教育の充実

・府政への参画推進

**■大阪府の国籍・地域別在留外国人数**単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28（2016）年  12月 | 平成29（2017）年12月 | 平成30（2018）年12月 | 令和元（2019）年12月 | 令和２（2020）年12月 |
| 韓国・朝鮮 | 109,322 | 107,090 | 105,184 | 102,822 | 98,748 |
| 中国 | 56,217 | 60,024 | 63,315 | 68,617 | 67,229 |
| ベトナム | 14,260 | 19,789 | 25,641 | 34,603 | 39,184 |
| フィリピン | 7,331 | 7,895 | 8,471 | 9,319 | 9,390 |
| 台湾 | 5,951 | 6,620 | 7,058 | 7,594 | 6,285 |

法務省「在留外国人統計」を基に作成

ヘイトスピーチゆるさへん！

～大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例の制定～

　人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることとなり、許されないものです。

　平成28（2016）年６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、大阪府においても、ヘイトスピーチをなくし、すべての人が相互に人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざし、令和元（2019）年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行しました。

　大阪府は、ヘイトスピーチの解消に向けて、さらなる啓発に取り組んでいきます。府民、事業者の皆様も、この条例をきっかけにして、ヘイトスピーチの解消の必要性についてご理解を深めていただくとともに、ヘイトスピーチを許さない、互いの人権を尊重し合う社会をともに築いていきましょう。

■法務省　外国人のための人権相談

全国の法務局・地方法務局では、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。

相談は10言語（英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）に対応しています。

○外国人のための人権相談所（法務局における面談による相談です。平日9時～17時）

○外国語人権相談ダイヤル：0570－090911（全国共通・平日９時～17時）

○外国語インターネット人権相談受付窓口

※詳しくは、

外国人のための人権相談　検索